024	歯科用コバルトクロム合金線　バー用（ＪＩＳ適合品）	1㎝	63円
025	歯科鋳造用コバルトクロム合金　床用	1ｇ	28円
026	歯科用ステンレス鋼線　鉤用（ＪＩＳ適合品）	1㎝	9円
027	歯科用ステンレス鋼線　バー用（ＪＩＳ適合品）	1㎝	10円
028	陶歯　前歯用（真空焼成歯）	6本1組	1,793円
029	陶歯　臼歯用（真空焼成歯）	8本1組	966円
030	レジン歯　前歯用（ＪＩＳ適合品）	6本1組	251円
031	レジン歯　臼歯用（ＪＩＳ適合品）	8本1組	269円
032	義歯床用アクリリック樹脂（粉末ＪＩＳ適合品）	1ｇ	5円
033	義歯床用アクリリック樹脂（液ＪＩＳ適合品）	1mL	4円
034	歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）	1ｇ	441円
035	歯科用合着・接着材料Ⅱ（粉末・液）	1ｇ	103円
036	歯科用合着・接着材料Ⅲ（粉末・液）	1ｇ	23円
037	ダイレクトボンド用ボンディング材	1ｇ	900円
038	シリコン樹脂	1ｇ	16円
039	超弾性コイルスプリング	1個	450円

Ⅷ　別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	17円
002	ヒト成長ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器	10円
003	ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	11円
004	腹膜透析液交換セット	
	⑴　交換キット	558円
	⑵　回路	
	①　Ｙセット	867円
	②　ＡＰＤセット	5,610円
	③　ＩＰＤセット	1,040円
005	在宅中心静脈栄養用輸液セット	
	⑴　本体	1,930円
	⑵　付属品	
	①　フーバー針	400円
	②　輸液バッグ	400円
006	在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル	
	⑴　経鼻用	
	①　一般用	175円
	②　乳幼児用	
	ア　一般型	90円
	イ　非ＤＥＨＰ型	140円
	③　経腸栄養用	1,650円
	④　特殊型	2,020円
	⑵　腸瘻用	4,350円
007	万年筆型注入器用注射針	
	⑴　標準型	15円
	⑵　針折れ防止型	17円
	⑶　超微細型	18円
008	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ	4,000円

Ⅸ　経過措置

⑴　Ⅱの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

062　大腿骨外側固定用内副子 ⑴　つばなしプレート（生体用合金Ⅰ）	平成22年４月１日から 平成22年12月31日まで	84,900円
	平成23年１月１日から 平成23年３月31日まで	79,600円
062　大腿骨外側固定用内副子 ⑶　つばつきプレート（生体用合金Ⅰ）	平成22年４月１日から 平成22年12月31日まで	136,000円
	平成23年１月１日から 平成23年３月31日まで	122,000円
062　大腿骨外側固定用内副子 ⑸　ラグスクリュー（生体用合金Ⅰ）	平成22年４月１日から 平成22年12月31日まで	50,800円
	平成23年１月１日から 平成23年３月31日まで	45,400円
073　髄内釘 ⑵　横止めスクリュー ①　標準型	平成22年４月１日から 平成22年12月31日まで	26,000円
	平成23年１月１日から 平成23年３月31日まで	24,300円
127　人工心肺回路 ⑹　個別機能品 ⑦　血液学的パラメーター測定用セル	平成22年４月１日から 平成22年12月31日まで	21,300円
	平成23年１月１日から 平成23年３月31日まで	19,700円

⑵　次の表の左欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

900　遠心分離式白血球除去用材料	平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	26,500円
901　鼻中隔プロテーゼ		3,960円

○厚生労働省告示第七十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則を次のように改める。

第一　届出の通則

一　保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）は、第二から第十までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。